令和２年２月28日

新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大による健康被害を最小限に抑えるうえで，国から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が出されました。これを受けて，市では，「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し，以下の対策を実施することとしました。

１　イベント等について

イベント等の主催者においては，感染拡大の防止という観点から，開催の必要性を改めて検討するよう要請する。なお，イベント等の開催については，以下のとおりとする。

（１）市が行うイベント等の開催についての考え方

① 屋内のイベント等で，不特定多数の人（参加者が特定できない場合）が閉鎖空間において，近距離で接することが予測されるイベント等については，中止または延期とする。

② 屋外の場合であっても，高齢者が多数集まるイベント等で，不特定多数の人が近距離で接することが予測されるイベント等については，中止または延期とする。

③ イベント等以外の代替策について，開催の必要性も含め検討する。

（２）事業者・各団体等が開催するイベント等についての考え方

感染の広がりや会場の状況を踏まえ，開催の必要性を改めて検討するよう促し，実施する場合には（３）の留意事項を遵守するよう要請する。

（３）実施する場合の留意事項

・ 参加者への手洗いを推奨する。
・ マスク着用を推奨する。
・ 手指消毒薬を設置する。
・ 発熱等の風邪症状がある方には参加しないよう依頼する。
・ 屋内での開催時には，こまめに換気する。
・ 参加人数の縮小を検討する。

※上記方針は，今後，新型コロナウイルス感染症の広がりや重症度をみながら適宜見直す。

２　日常生活の注意点について

（１）　市民

① 十分な睡眠，バランスのとれた食事をとり，体調を整える。
② 手洗い，咳エチケット等の徹底を周知する。
③ 適切な相談をせずに，感染の不安から医療機関を受診しない。
④ 感染しやすい環境に出かけることを避ける。
⑤ 不要不急の外出は控える。
⑥ 咳，くしゃみ等の症状があるときは，外出を控える。
⑦ 風邪のような症状がある場合は，仕事を休む。

⑧ 以下の症状がある場合は,「帰国者・接触者相談センター」(ひたちなか保健所内)を案内する。

・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く。
  (解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)

・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患のある方は，上記の状態が 2 日程度続く場合

⑨ 「帰国者・接触者相談センター」で相談の結果，新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には，専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されるので，マスクを着用し，公共機関の利用を避けて受診する。

（２） 企業や各職場の管理者

一般的な感染症対策を含め，発熱など，かぜの症状が見られる場合の休暇取得やテレワーク，時差出勤等の対応を行い，職員への健康管理体制を整える。

（３）社会福祉施設等の管理者

一般的な感染症対策を含め，集団生活の場で感染が発生した場合の感染拡大防止に向けた取組みについて，各省庁の通知等や関係機関との連携により，適切な体制を整備する。

3 電話相談窓口の周知について

新型コロナウイルス関連肺炎について，茨城県及び厚生労働省で電話相談窓口を設置している。

① 「帰国者・接触者相談センター(ひたちなか保健所)　」

※新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

電話番号　029-265-5515

受付時間　9：00 ～ 17：00（平日）

② 県庁内専用電話（直通）

※新型コロナウイルス感染症に関する相談，感染症予防に関すること

電話番号　029-301-3200

受付時間　9：00 ～ 17：00（平日）

③ 厚生労働省

電話番号　0120-565-653（フリーダイヤル）

受付時間　9：00 ～ 21：00（土日・祝日も実施）

※聴覚に障害がある方をはじめ，電話でのご相談が難しい方の相談窓口

ＦＡＸ　03-3595-2756

※国等からの新たな情報は，ホームページ等により速やかに発信する。